

議 事 録

会 議 名	平成29年 第6回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	平成29年6月26日(月)午後3時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町役場 3階 議会第1会議室		
出席委員	会長：8番 後藤 進 会長職務代理：6番 藤井明男 委員：2番 佐藤 晃 3番 大久保泰明 4番 市川澄雄 5番 金子幸一 7番 吉田勝己 <div style="text-align: right;">合計7名</div>		
欠席委員			
農業委員会事務局	事務局長：高橋恵一 副主幹：角田直幸 主査：広田智之 主任主事：小宮正道		
議 事	日程 第1 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について 日程 第2 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について 日程 第3 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について 日程 第4 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 日程 第5 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第6 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について 日程 第7 寒川農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、平成29年第6回定例総会を開会いたします。 出席委員は全員で、定足数に達していますので、総会は成立しています。 5月にて1番委員については、農協からの推薦が終了したことにより農業委員を終了しています。 本日の議事録署名人に、2番 佐藤委員と3番 大久保委員を指名します。</p> <p>会 長：それでは、総会次第により日程第1農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、議案番号30号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号30号を朗読)(説明) 当該地は、位置図にありますとおり県道44号線、いわゆる産業道路の工業団地入口交差点付近にあります平成28年11月17付けにて資材置場として農地転用許可のある3筆です。 転用者は一般家庭等から排出される樹木、剪定枝等の木くずを収集し、破碎選別処理工場を介しチップ化し、バイオマス発電燃料用、ボイラー燃料用、製紙パルプ用資材及び畜産の燃料用、堆肥化用資材等に良質なバイオマス資材として適正処理を施し、加えて、堆肥加工された剪定枝入り有機堆肥及び樹木をして薪加工を施し、環境に配慮した有効利用を生業とする業者でした。 当該地においては一般家庭等から排出される木くず等を収集後の一時保管場所として農地転用許可を得ました。 当初の計画では平成28年12月着工、本年3月に造成を施工、4月には工事完了の予定でしたが、土地利用計画図内にありました「台貫」(車両やその積載物の重量を測定する大型の秤)を設置するにあたって地盤の強度が足りず、計画通り工事を進めるためには大幅な工事代金の引き上げが必要なことが判明。資金的目途を立てるべく、期限ぎりぎりまで関係各社と協議を重ねたましたが、現状の転用者の資力では事業そのものを断念せざるを得ない結果となったとのことです。 所有者としては、既に転用許可を受け整地がされている上、農地に戻すこ</p>		

とも困難なこともあり緊急に承継者を探していたところ、当該地近くで中・小型ダンプトラック、テールゲートリフタ等のモータープールを探していた輸送用機器製造を行っている業者と思惑が一致し、申請者及び事業目的・事業計画変更申請に至りました。

北側、南側は駐車場、東側は産業道路、西側は水路を挟んで農地となっています。

西側水路については土留め工事等を行い、雨水、土砂の流出を防ぐよう土地利用計画図に記載があります。

会 長：続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明ですが、1番委員については委員を終了しているため、私が現地調査をしてきましたので、補足説明をします。

会 長：先日、事務局と現地調査に行ってきました。
事務局の説明のとおり農地とは程遠い碎石敷きの状態。車両置場としての変更とのことなので、適していると思われま。

会 長：これより質疑に入ります。当案件について発言のある方は挙手願います。
(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号30号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号30号は原案のとおり変更を認め、意見書を添え、県に進達することに決定いたします。

会 長：次に日程第2、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について議案番号31号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号31号を朗読)(説明)

当該地は一之宮9丁目にある雨水排水路の大曲幹線すぐ脇の農業振興地域外の農地で、現況については田です。

当該地につきましては、それぞれ平成26年から利用権設定され、2回目の更新です。期間については変わらず3年間でございます。

借り手は他にも利用権設定の実績があり、家族4人で耕作しており、トラクター等に加え、今年度は乾燥機、もみすり機も購入しております。

会 長：続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

3番：事務局と現地調査してきました。

農地の現況は田で2回目の更新。借り手は一之宮地域で既に実績があり、田植もされていきました。実績も十分あり問題ないと思います。

会 長：ありがとうございます。それでは質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は挙手願います。

(特になし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号31号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号31号は原案のとおり決定通知書を町長に送付します。

次に日程第3 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について、議案番号32号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号32号を朗読)(説明)

当案件につきましては、所有者立ち会いのもと、地区担当の5番委員と事務局で6筆の利用状況確認を行いました。すべて耕作されており、管理さ

れていました。

会 長:続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

5 番:5月22日、所有者と事務局と私で現地調査をしてきました。奇麗に耕うんされていて、問題ないと思われま。

会 長:ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長:よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号32号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長:では全員賛成ですので、議案番号32号は原案のとおり利用状況確認書を税務署へ送付することに決定します。

会 長:続いて、議案番号33号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局:(議案番号33号を朗読)(説明)

当案件につきましては、所有者立ち会いのもと、地区担当の1番委員と事務局で6筆の利用状況確認を行いました。すべて耕作されており、管理されていました。

会 長:続いて地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いするところですが、1番委員については委員を終了しているため、事務局より説明します。

事務局:5月19日金曜日、1番委員と所有者、そして所有者の妻と現地調査をしました。

一筆は田で水稻、残りの5筆は畑で、スナックエンドウ等の豆類、白菜やキャベツ等の露地野菜を中心にご夫婦で耕作されていました。

会 長:ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長:よろしいでしょうか。それでは採決します。議案番号33号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長:では全員賛成ですので、議案番号33号は原案のとおり、利用状況確認書を税務署へ送付することに決定します。

続いて、議案番号34号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局:(議案番号34号を朗読)(説明)

当案件につきましては、所有者立ち会いのもと、地区担当の5番委員と事務局で12筆の利用状況確認を行いました。すべて耕作されており、管理されていました。

会 長:続いて地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

5 番:5月22日に所有者、事務局、私とで現地調査を行いました。枝豆、タマネギ、そらまめ等作付けされていたので、問題ないと思われま。

会 長:ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長:よろしいでしょうか。それでは採決します。議案番号34号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長:では全員賛成ですので、議案番号34号は原案のとおり、利用状況確認書を税務署へ送付することに決定します。

次に日程第4農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告番号56号1件、
日程第5、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について報告番号57号から59号の3件と、
日程第6、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について報告番号60号から67号の8件について、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局：(報告番号56号から67号を朗読)(説明)

いずれも添付書類を含め完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

会長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。

会長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたこととします。

会長：次に日程第7、寒川農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について議案番号35号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号35号を朗読・説明)

農業振興地域計画を変更するときは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、市町村は農業委員会の意見を聴くとされており、事業主管課と平成27年度から現在の農業委員全員が寒川町農業振興地域整備促進協議会の委員として、寒川農業振興地域整備計画見直しの協議を町と一体となって進めてきた結果として意見を求めるものです。

内容については、農政課から説明をします。

農政課：まず、資料の確認になりますが、A4版の寒川農業振興地域整備計画書とA3版の新旧対照表になります。

A4版の寒川農業振興地域整備計画書で説明をさせていただきたいと思えます。

いままでの経過を簡単に、説明させていただきます。

平成26年度には、農業関係者へのアンケート・基礎資料作成・整備計画書見直し素案着手をおこないました。

平成27年度においては、寒川町農業振興地域整備促進協議会を立ち上げ、委員19名(農業委員・農協・生産組合・温室組合・野菜出荷連・梨組合・相模川左岸土地改良区・商工会)の代表で、5回の促進協議会を開催し、整備計画書見直し素案内容について、意見をいただいたところがございます。また、町内の調整と、促進協議会でいただいた意見を県農地課へ報告を含む事前調整を行っております。

平成28年度においては、県農地課と事前調整及び、農用地除外の現地調査を行いました。この調整では、農地の面積や農用地指定に関する方針や除外部分の理由、整備計画書の内容確認、地番の整理、図面等を含む資料作成の調整を行いました。

時間がかかりましたが、ここで、概ね県の下承が得られましたので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項に基づきまして、今回、農業委員会へ意見を求めるものです。

皆様方には、促進協議会の委員とさせていただきまして、27年度中に事前に意見をいただいております。

その時から、大きな変更点はありませんが、整理できた物を今回、寒川農業振興地域整備計画書(案)として、お配りさせていただいております。内容を簡単に説明させていただきます。

寒川農業振興地域整備計画書（案）の1，2ページにつきましては、寒川の概要と農業をとりまく環境となっております。

3ページから5ページにつきましては、農用地利用計画が記載されております。

農地としての土地利用は年々減少しており、町の開発も手伝って、この傾向は今後も続くと見込まれる。適正な農地を確保し、農業の生産基盤となる優良農地の確保を図りつつ、各産業との調和のとれた効率的な土地利用を図る。としております。

また、各地区の農業上の土地利用の方向性について記載されております。6から7ページにつきましては、農業生産基盤の整備開発計画として本町の農業生産基盤整備は、土地改良事業の実施により、ほ場、農道、用水路等の整備が進められ、農用地の基盤整備は概ね完了していることから、整備後の経過年数による老朽化施設の改修及び維持修繕を基本とした生産基盤の整備を中心に推し進め、生産性の向上と経営基盤の強化安定に努める。としております。

また、各地区の農業生産基盤の整備及び開発の方向性について記載されております。

8ページにつきましては、農用地等の保全計画としまして農業を取り巻く厳しい状況から本町においても恒常的（こうじょうてき）な荒廃農地や遊休農地が存在している。よって、土地所有者それぞれの意向及び事情に即（そく）せるよう平成24年に協定を締結した2市1町（藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町）農地情報の共有化制度などソフト面での支援を多面的に行っていく。

また、農地中間管理事業を積極的に活用し農地の流動化を図るとともに、農業委員会と連携し農地の適正な利用形態維持に努める。

としております。

9ページにつきましては、農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画としまして、効率的・安定的な都市農業の経営確立のため「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（以下「構想」という。）並びに「人・農地プラン」を基調として、農地の流動化や農作業の受委託を促進し、意欲的な農業者を中心に農地の集積、集団化を進めることで、農地の有効利用及び経営規模の拡大を図る。また、単一経営あるいは、複合経営を問わず、より収益性の高い経営形態への転換を促進するとともに、諸条件整備を進め、農業経営の改善と農業生産力の増強を図るものとする。としており、

10ページから13ページにつきましては、個別の14経営体の記載をさせていただきます。この14類型は、寒川町の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」と同じ物となっております。

14ページにつきましては、農業近代化施設の整備計画としまして、本町は、JAさがみ直売施設「わいわい市」が建設されているため、現時点では近代化施設は、町主導では行わない方針である。しかし、町民と生産者の交流の場づくりも必要であり、これらに対応した出荷施設・共同直売施設等の整備を民間活力の活用で進める。としております。

15ページにつきましては、農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画としまして、農業従事者の絶対数が少なく新規就農が少ないという現状では、その効率性及び効果について期待することはできない。よって、施設整備計画は定めないものとするが、関係機関と協力して営農指導を行っていく。としております。

16ページにつきましては、農業従事者の安定的な就業の促進計画としまして、高齢化や後継者不足による離農が後を絶たないが、非農家出身者が新たに農業を始めるための前提条件を2市1町（藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町）で統一を図っており、今後も新規就農者のサポートを円滑に行っていく。また、国の青年就農給付金制度を利用し新規農業就農者の支援を行っていく。としております。

17ページにつきましては、生活環境施設の整備計画としまして、生活環境施設の具体的な整備計画はないが、現代の都市生活者を豊かにするためにも、積極的に都市計画のなかに都市と農業・農村の共生の場を取り込んでいくことが大切である。また、地域住民と生産者とが互いに共生していくために、できるだけ農業に触れる機会をつくり、農業との関わりあいに積極的に参加できるように、地域での交流の場としての施設、市民農園等の推進を検討し、都市と調和のある住みよい地域社会の創造に努める。としております。

18ページにつきましては、農業及び農村振興整備のための推進体制の体制図がかかれております。

オレンジ色の紙から後ろにつきましては、農用地利用計画における農用地区域・用途区分の指定地番が記載されております。

今回、農用地から除外されている地番につきましては、平成27年度にも説明させていただきました、公共・公益施設等になります。

① 小出川河川改修整備事業 [] 他24筆 7,660.77㎡

② 寺尾橋橋梁整備事業 寺尾橋架替え拡幅用地

町道岡田7号線 [] 他15筆 2,554.36㎡

③ 雨水整備（小動幹線整備事業） 下水道法による下水道の配水管の整備 [] 17㎡

④ 雨水整備（小動雨水幹線用地） 下水道法による下水道の配水管の整備 [] 60㎡

⑤ 道路整備（歩道設置工事） 町道小谷宮山29号線 [] 47㎡

⑥ 道路整備 町道宮山倉見69号線 [] 27㎡

⑦ 電気通信事業（携帯電話通信施設 空中線系及び中継施設の設置） [] 233.14㎡

⑧ 近代化を図ることが不適切な農地 電柱あり [] 2㎡

⑨ 電気通信事業（無線機及び受電器機収用箱の設置） [] 43㎡

⑩ 電気通信事業（携帯電話通信施設 空中線系及び中継施設の設置） [] 312㎡

⑪ 電気通信事業（携帯電話通信施設 空中線系及び中継施設の設置） [] 215㎡

以上11箇所合計で11,171.27㎡を除外予定しています。

寒川町農用地の面積としましては、現在約134.38haであり、今回除外面積を引きますと約133.26haになります。

今後のすけジュールとしましては、最終的な県との事前調整を行い、農協と相模川左岸土地改良区に、農業振興地域の整備に関する法律施行規則に基づく、意見を求めることと、庁内の調整、議会報告、その後県の検討会、公告縦覧、県との本協議、変更の公告を行いますので、スムーズにいけば、

	<p>年内を目指しておりますので、宜しくお願いいたします。 以上で、説明を終わります。</p> <p>会 長：ありがとうございました。平成27年度から寒川町農業振興地域整備計画促進協議会の委員として町と一体となって協議してきた結果、作成された寒川農業振興地域整備計画の変更です。発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。意見を求められていますが、この寒川農業振興地域整備計画案については、私たちも平成27年度促進協議会の委員として意見等を述べさせていただき、協力してこの整備計画案となっておりますので、意見なしとして決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p> <p>会 長：では全員賛成ですので、議案番号35号について農業委員会としては、今回の意見については妥当という判断を町長へ意見書を送付します。 最後に、その他として審議事項はありますか。 (特になし)</p> <p>会 長：以上をもちまして平成29年第6回寒川町農業委員会定例総会を閉会します。</p>
資 料	1. 平成29年第6回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 佐藤 晃

議事録署名人 大久保 泰明

本議事録は、平成29年 月 日、承認・署名を得て確定しました。